

## 中野区都市計画マスタープランの改定について

### 1 改定までの主な経過

---

平成20年

- 5月 8日 中野区都市計画マスタープラン改定基本方針策定
- 5月12日 区議会(建設委員会)報告
- 5月22日 都市計画マスタープラン改定の基本的な考え方策定
- 5月22日 中野区都市計画マスタープラン改定に係る専門協力員委嘱
- 6月11日 区議会第二回定例会(建設委員会)報告
- 6月19日 第1回専門協力員合同会議
- 7月16日 区議会(建設委員会)報告
- 7月23日 **平成20年度第二回中野区都市計画審議会 報告**  
**(都市計画マスタープラン改定に向けた基本的考え方について)**
- 7月24日～8月7日 第一回意見交換会(6会場)  
「都市計画マスタープラン改定に向けた基本的な考え方について」
- 9月 5日 区議会(建設委員会)報告
- 9月12日 第2回専門協力員合同会議
- 9月17日 **平成20年度第三回中野区都市計画審議会 報告**  
**(都市計画マスタープラン改定に係る第一回意見交換会について)**
- 10月17日 区議会第三回定例会(建設委員会)報告
- 10月27日～11月24日 第二回意見交換会(17会場)  
「地域別まちづくり方針などについて」
- 11月14日 区議会(建設委員会)報告
- 11月21日 **平成20年度第五回中野区都市計画審議会 報告**  
**(都市計画マスタープラン改定素案に対する意見を頂く為だけに開催)**
- 12月 3日 区議会第四回定例会(建設委員会)報告
- 12月12日 **平成20年度第六回中野区都市計画審議会 報告**  
**(都市計画マスタープラン改定に係る第二回意見交換会について)**
- 12月26日 都市計画マスタープラン改定素案策定・ホームページなどに公表

平成21年

- 1月 8日 第3回専門協力員合同会議
- 1月23日 区議会(建設委員会)報告
- 1月23日～2月1日 第三回意見交換会(7会場)  
「都市計画マスタープラン改定素案などについて」
- 2月 9日 区議会(建設委員会)報告
- 2月12日 **平成20年度第七回中野区都市計画審議会 報告**  
**(第三回意見交換会及び都市計画マスタープラン改定原案について)**
- 3月13日 区議会第一回定例会(建設委員会)報告
- 3月20日 区報特別号(都市計画マスタープラン改定案概要について)発行
- 3月24日 都市計画マスタープラン改定案策定
- 3月25日～4月15日 パブリック・コメント手続
- 4月28日 中野区都市計画マスタープラン策定

## 2 パブリック・コメント手続実施結果

(1) 意見募集期間 平成21年03月25日（水曜日）から  
平成21年04月15日（水曜日）まで

(2) 提出意見数 延べ76件（33人）

### ①提出方法別意見提出者数

提出方法	人(団体)数
電子メール	13人
ファクシミリ	8人
郵送	5人
窓口	7人
計	33人

### ②意見の内容別内訳

意見の内容	延べ件数
1) 都市計画マスタープランの位置づけ（序章）について	1件
2) 全体構想（第2章）について	15件
3) 地域別構想（第3章）について	47件
4) 都市づくりの推進方策（第4章）について	3件
5) その他（質問及び都市マスの記述以外に関する意見）	10件
計	76件

### ③区の考え方別の内訳

意見の内容	延べ件数
A) 意見の内容について、既に都市計画マスタープラン改定案に盛り込んでいる、あるいは対応していると判断するもの	17件
B) 意見が整備計画レベルの具体的な内容である、あるいは今後の整備段階において個別に検討すべき内容であるため、都市計画の基本的な方針を示す都市計画マスタープランに記述する内容ではないと判断するもの	13件
C) 意見の内容が、20年後の都市のあるべき姿や都市計画と関連が小さいため、都市計画マスタープランに記述する内容ではないと判断するもの	14件
D) 中野区基本構想や既定都市計画等に照らして、意見の内容を都市計画マスタープランに記述することは適当でない、あるいは対応できないと判断するもの	22件
計	66件

※ 上表②における「5) その他(質問及び都市マスの記述以外に関する意見)」を除く。

### (3) 公表案の修正

- ・パブリック・コメント手続により提出された意見による計画内容の修正はありません。
- ・ご意見が具体的な内容であるため「都市計画の基本的な方針を示す都市計画マスタープランに記述する内容ではない」としたご意見については、所管する分野に申し伝えていきます。また、今後施策の具体化にあたって参考とさせていただきます。

#### (4) 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

##### ①都市計画マスタープランの位置づけについて

(延べ1件)

No.	意見の概要	区の考え方
1	都市マスの役割、改定の主な目的として「住民の意見の反映」「区民との協働」の言葉が入っていない。	都市計画マスタープランは「都市計画の基本的な方針」を示すことが法律に定められた役割です。また、ご指摘の点は、改定の過程において当然たどるべき方法であって、改定の目的として記述する内容ではありません。 今回の改定にあたっては自治基本条例に定める区民参加の手続を経ることにより、「住民の意見の反映」、「区民との協働」が図られたと考えています。

##### ②全体構想について

(延べ15件)

No.	意見の概要	区の考え方
1	都市基盤の整備を行う場合に、区独自の特色を持たせてある程度の高度制限で統一した高さ、色合い、環境にやさしい町並みを打ち出してほしい。	都市計画マスタープランに、美しい街並み形成のための高さや外観など街並みの調和・協調への配慮、景観形成のルールづくり等の方針を記述しています。
2	主要幹線道路、補助幹線道路沿道の土地利用では、後背地への配慮を明記すべきである。沿道の土地利用に限らず、隣接地、周辺への迷惑にならない土地利用の指導をすること。	都市計画マスタープランに、幹線道路沿道系市街地における後背の住宅地との調和の方針を記述しています。
3	中野から発信する文化は、日常から生まれ持続可能なものである。コミュニティやワークショップから創出される環境ビジネス、NPO、リサイクル等も文化になり得る。産業はエコをぬきにして前進できない時代になっている。	ご指摘は全体として都市計画マスタープランと矛盾していないと考えますが、直接都市計画マスタープランに反映するような内容にはなっていません。
4	商業業務地区の賑わい創出が周辺住宅地の「安全で安心して落ち着いて暮らせる、住み続けたいまち」を壊すことのないように配慮する。	まちの拠点などへの賑わい、交流の場の集約化により商業業務地区と住宅地区の棲み分けを図ることが、住宅地区の住みやすさの保全と増進につながると考え、都市計画マスタープランに「拠点の賑わいと住宅地の静けさが調和し、住みよさと働きやすさをあわせ持つ都市」の実現を方向づけています。
5	重要で緊急性を要する施設・インフラ以外のものは少し時期を待って、空き地の保全、緑化を打ち出してしてほしい。	都市計画マスタープランでは、事業の展開にあたっては優先度・緊急度に応じて選択と集中を行っていくこととしています。

No.	意見の概要	区の考え方
6	省エネには地区全体のエネルギー供給計画など面的な取り組みを重視する必要がある。これ以上ビルの乱立を防ぐ成長抑制の考え方も不可欠と考えます。	省エネルギーのための、地区での面的なエネルギー利用等の誘導を都市計画マスタープランに方向づけています。乱開発は防止すべきと考えますが、低成長時代にあっても衰退は回避することが必要であり、活力とにぎわいが持続するまちの実現を都市計画マスタープランに方向づけています。
7	区内を流れる河川は住民に親しまれているとは言い難い。河川に沿って散歩道を整備し、周辺に緑の公園を設けるよう都市計画を作成すべきである。	河川沿いの河川管理用通路について快適な歩行者空間の形成、沿道の緑化の推進を都市計画マスタープランに方向づけています。
8	基本的なまちの構造の図にある緑の拠点は、中央部防災公園と大きさの表示で整合していない。	(仮称) 中央部防災公園1.5haは周辺の公共空地1.5haと一体的に整備し、3haの広いオープンスペースを確保します。さらに、その周辺一帯が広域避難場所として防災のオープンスペースの役割を果たすものであり、ご指摘の点は整合しています。
9	高層ビルが並ぶことは景観整備とはいえない。高度利用と歴史的景観の保全は両立できるのか。	都市計画マスタープランでは、商業・業務地区や幹線道路沿道地区等において土地の高度利用を図ることとしています。それらの高度利用を図るエリアには、保全すべきとされている歴史的景観はありません。
10	道路の北側と南側で同じ建物（高さ、容積率）が建築できるように考えるべき。	日影制限が法令で定められていますので遵守する必要があります。地区での合意により地区計画等でご指摘のように誘導することはできますが、都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。
11	多くの既存不適格建物が40年以上経年しており、耐震補強が必要な上に、北側斜線、日影規制、容積率など現在の建物基準に抵触している。その他設備配管は腐食し、その他設備基準も抵触している。対応措置を取り入れてほしい。	既存不適格の建物は、建て替える際には法定基準に適合させる必要があることが法律で定められています。 老朽化した既存不適格の建物への対応措置は、都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。
12	このままでは10年後に区内70の商店街がシャッター通りになってしまう。商店街の建て替えの際、1階部分を店舗か事務所等業務を主体としたスペースを誘導すべく条例を作ってほしい。	既存商店街の活性化を図る上でご指摘のようなルール化による誘導は有効な一つの方法となると考えますが、それぞれの地区での商店主・土地所有者等の合意形成が前提となるものであって、都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。
13	「生物多様性」への視点が欠落している。潜在自然植生図をもとに地域に育成する草木の積極的活用を図る。公園や道路、その他の公共施設の緑地帯を順次地域の草木を取り入れた自然に変え、さらに民間施設にも広げていく行政指導や啓発が必要である。	公園整備や街路樹整備など公共施設の緑化にあたっては、施設の機能にふさわしい植生、地域に適した植生、住民に愛される植生などを考慮しながら整備をすすめていきますが、潜在自然植生については都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。

No.	意見の概要	区の考え方
14	中野駅周辺と北部地域・北西部地域とは公共交通手段で直接結ばれていない。中野駅を起終点として各地域との間にバスの便を設けるべきである。また、各バス路線は乗り継ぎができるようにしてほしい。(2件)	バス路線はバス事業者の経営判断に基づいて設定・運行されています。ご指摘の点は都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。

③地域別構想について

(延べ47件)

No.	意見の概要	区の考え方
1	活力とうるおいのあふれる「まち」とするには7つの地域にそれ相応の計画をして投資する必要がある。	都市計画マスタープランに、各地域の特性と課題等を踏まえて、それぞれにふさわしい都市づくりの基本的方針を位置づけています。
2	NTT社宅跡地が防災公園になると緑が増えてとても嬉しい。桜を植えたりオシャレなカフェなどを作ることで、四季を通してみんなが楽しめる公園にすればもっと住みたいまちになる。	NTT社宅跡地及び郵政宿舎跡地については、防災機能を有するみどり豊かなオープンスペースの整備や都市整備につながるような適切な土地利用の誘導等を都市計画マスタープランに記述しています。
3	NTT社宅・郵政宿舎跡地は緑あふれるオープンスペースにして犬と共に入れるようにしてほしい。また、どちらか一方にドッグランを設置してほしい。	具体的な施設や植栽等は、都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。
4	NTT社宅跡地と中野富士見中学校跡地が連携する形で新たなスポーツ施設を計画してほしい。	
5	NTT社宅跡地に災害用の貯水スペースをとってほしい。また、和風庭園を計画できないか。	
6	中南部地域周辺は大型スーパーが少ない。若年層の流出を防ぐには魅力ある街づくりが必要です。長く住みたい街づくりをしてください。	若年層が所帯を持ち子育て層となっても、また、高齢者を含めてだれもが住み続けられる、住み続けたいと思えるようなまちづくりをすすめる必要があります。都市計画マスタープランにそれらの方針を記述しています。
7	「東中野駅から文園児童館までの桜並木の保全育成に努め地域のシンボルロードとする」という文言を削除しないでください。区民と区が協働して知恵を出し合い、桜並木の景観を守るべきではないでしょうか。(10件)	都市計画マスタープランは20年後の中野のあるべき姿を見据えて都市計画に関する基本的な方針を示すものであって、ある特定の樹木など自然物について記述するのはふさわしくないことから削除しました。その文章を削除したからと言って、桜を伐採するというものではありません。現時点で桜を切る計画はありません。

No.	意見の概要	区の考え方
8	東中野地域は商業系の赤色やオレンジ色が増えているが、大型店の出店により一般商店の閉店が相次ぎ、これ以上の商業系地域の拡大は不要である。	東中野駅前は、地域の玄関口にふさわしい顔とし、商店街の活性化を図り、人々が集い交流できるにぎわいのあるまちの形成を目指します。そのため、商業・業務施設や交流施設、都市型住宅等の立地を誘導する考えに基づいて、都市計画マスタープランの商業・業務地区を設定しています。
9	東中野地域センターをなくすか東中野小学校跡地に移転するのであれば、東ノランドを子どもの遊び場に戻してください。	東ノランドとして暫定利用していた本区有地には既に陽だまりの丘保育園が整備され、残りの土地には、地域センターを改組する（仮称）東中野区民活動センターを建設することが必要であると考えています。
10	中野駅周辺の商業業務地区は拡大しすぎている。商業業務地区こそコンパクト・シティを実現してほしい。	中野駅周辺は、中野の顔であるとともに東京の新しい活動拠点として育成を図ることをめざし、商業・業務や交流、高等教育、医療、文化など多様な都市機能の集積を誘導します。 中野駅周辺に多様な都市活動の場を集約化することがコンパクトな都市づくりにつながると考えます。 それらの観点から都市計画マスタープランの商業・業務地区を設定しています。
11	中野駅直近ゾーンで「土地の高度利用」の言葉が頻繁に出てくる。都市マスだけでなく、中野区のまちづくりの考えの中に、土地高度利用、容積率の活用といった方向性が色濃く出ているのは再検討が必要だ。	中野駅直近ゾーンは、東京の新たな複合拠点となる中野駅周辺の核として、中野駅地区と区役所・サンプラザ地区を中心に、中野区の玄関口となる広域的な交流拠点を形成するため、土地の高度利用をすすめる必要があると考えます。 その考え方に基づいて、都市計画マスタープランに中野駅直近ゾーンの都市整備の方針を記述しています。
12	警察大学校跡地周辺は、防災公園をもっと広く確保するよう、変更してほしい。	警察大学校等跡地周辺における総合的な計画に基づいて、（仮称）中央部防災公園1.5haは周辺の公共空地1.5haと一体的に整備し、3haの広いオープンスペースを確保することにしているため、防災公園の変更はできません。
13	警察大学校跡地周辺に400mグラウンドの広場がほしい。そして周辺に緑を多く整備し、多種可能なスポーツのできる環境調和複合機能広場にしてほしい。	都市計画マスタープランに、（仮称）中央部防災公園におけるにぎわいと環境が調和した緑豊かな空間の創出を記述しています。広場の具体的な整備計画は都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。

No.	意見の概要	区の考え方
14	警察大学校等跡地の中央部防災公園の南側になぜ高さ100mのビルが建つのか。公園も当初計画より大幅に縮小された。これまでの経過の中で区の対応がどうだったのか検証が必要と考える。高層ビルの風害、日陰の予想される道路、公園では、潤いのある景観は創出できない。	(仮称)中央部防災公園の規模や配置については、中野駅至近の立地を生かし、土地の高度利用を図りながら安全で快適なオープンスペースを確保する方針のもとに、中野四丁目地区地区計画と同時に都市計画決定したものです。公園に隣接する公共空地等と合わせ3ha以上の空間を確保して、うるおいのある景観づくりをすすめ、「にぎわいと環境の調和するまち」の実現を図ります。その考え方に立って、警察大学校等跡地の整備の基本方針を都市計画マスタープランに記述しています。
15	中野三丁目地区内道路は歩行者主体の道路にして良好な住環境の保全をすすめ、高層化を禁止する。中野駅西口は歩行者優先の駅前広場や駐輪場を整備し、商店街のにぎわいと安全な街並みを形成する。囲桃園公園の整備をすすめる。(2件)	中野三丁目ゾーンは、駅直近開発により業務・商業機能の集積をすすめるとともに、後背の良好な住宅地区の保全と改善をすすめ、にぎわいと良好な住宅地区の共存を図ることを都市計画マスタープランに記述しています。 公園改修は区の公園全体における優先度に応じてすすめますが、個別の公園の改修は都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。
16	桃丘小学校跡地は、「産業関連施設、文化芸術活動拠点」ではなく、周辺をみどりと防災の広場にしたい地域住民交流の場としほしい。(4件)	中野駅周辺は防災性の向上を図りつつ広域交流拠点の形成をすすめることとしています。その中で、桃丘小学校跡地は、産業関連施設、文化芸術活動拠点等として活用することがふさわしいと考えています。
17	「建物の共同化によりゆとりある敷地空間を確保する」とあるが、人口減少社会に向け、減築による「ゆとりある敷地の形成」の可能性も追求してほしい。	隣りどうしが建て詰っている木造住宅密集地域を改善しオープンスペースを生み出すためには共同化が必要ですが、個人の建物を間引くような減築を都市計画マスタープランに記述することはなじまないと考えます。
18	上高田五丁目一帯は中層住宅化する必然性はなく、従来どおりの低層住宅地区としてください。	上高田五丁目は、身近な商店街を含む、低層で良好な住環境を保全・形成を図るべき地区と、快適性・防災性等に優れた中低層住宅を中心とする良質な住環境を守るべき地区が混在していることから、「低層住宅地区」と「中層住宅地区」に位置づけています。
19	補助220号(もみじ山通り)の延伸計画に反対です。計画区域のすぐ脇には小学校や図書館、児童館などもあり、良好な環境を維持することが求められます。	補助220号線(もみじ山通り)は円滑な交通処理のほか防災上の観点からも整備が必要であると考えています。

No.	意見の概要	区の考え方
20	都立家政駅の隣接地は医療機関及び公共施設を重点に誘致を図る。コンパクト・シティを目指すのが良いと思います。	都立家政駅周辺を含む「生活拠点」では、商業・業務施設、生活関連施設等の誘導など、駅前地区への機能集積を図りコンパクトな都市づくりをすすめることを都市計画マスタープランに記述しています。
21	補助227号（大和町中央通り）は早急に着工する。補助133号（中杉通り）は現状の中杉通りの舗装整備をすればよい。	都市計画道路補助133号線（中杉通り）、補助227号線（大和町中央通り）は共に中野の都市整備の上で必要な路線であると考えています。
22	幹線道路の整備には共同溝も整備する。また、計画完了の幹線道路についても、問題があれば再検討する。例えば、千川通りは片側一車線しかなく、朝夕など交差点付近で渋滞が起きている。	道路の付帯施設である共同溝の整備は、一律の方針を都市計画マスタープランに記述することはなじまないと考えます。千川通りは交通量や周辺のネットワークの状況から現状で十分であると考えています。
23	鷺ノ宮駅北口の地域商業地区は駅北口に長方形に位置づけられるだけですが、新青梅街道までの中杉通り沿いにも伸びています。	都市計画マスタープランに、鷺ノ宮駅北口については、駅前を「地域商業地区」に位置づけるとともに、中杉通り沿いは1階に店舗を誘導する等の土地利用の増進、建物共同化等をすすめる「補助幹線道路沿道地区」に位置づけています。
24	妙正寺川の治水整備方針として、1時間に100mmを超える雨量に対応できる計画が必要です。また、都営鷺の宮アパートの調節池についても中野区として方針を出してください。	治水安全度の向上を図るため、まず時間50mm降雨対応の河川改修及び調節池等の整備促進を優先するとともに、雨水流出抑制対策等を含めて時間75mm対応の総合的な治水対策の実現を目指すことを都市計画マスタープランに記述しています。 また、都営鷺の宮アパートの建て替えに合わせて妙正寺川の調節池を整備することを都市計画マスタープランに記述しています。
25	西武新宿線の地下化を求めている期成同盟だが、連続立体交差化では長年の要望に応えられない。また、地下、高架が決まらない中で沿線まちづくりの話し合いはすすみません。(2件)	西武新宿線の連続立体交差事業の実施により、地域の長年の懸案であった西武新宿線による開かずの踏切問題の解決に大きく動き出す事ができます。 新規着工準備箇所には採択された中井駅・野方駅間の立体化の構造形式は現在東京都が検討しているところです。
26	西武新宿線の高架化を切望します。高架の南側に太陽光パネルを設置して、太陽光発電所を作ること考えられます。また、高架下は自転車道、遊歩道を作るとよい。	それと並行して、まちづくりの検討も着実にすすめる必要があります。 ご指摘の点を都市計画マスタープランに記述することはできません。
27	上鷺宮地区にも都市計画公園を作りたい。	「土地区画整理事業を施行すべき地域」に指定されている地区など、まちづくり上の課題が多く、新たな都市計画公園の計画策定は現段階ではむずかしいと考えます。



No.	意見の概要	区の考え方
28	中杉通り（補助133号）を新青梅街道から白鷺2丁目バス停辺りまで地下化して通す。	都市計画道路補助133号線（中杉通り）の整備は都市計画マスタープランに記述していますが、その構造は都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。
29	都営鷺の宮アパートの建て替え後は、単身高齢者が大半の入居者と予測できる。地域の高齢化に対応できる介護施設の建設と介護体制の確立を方針に加えて下さい。	介護施設の設置や介護体制の整備は、都市計画の基本的な方針を示す都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。
30	東中野駅はマンションの増加等で人口密度の高い地域を控えており、治安の維持及び交通安全が重要視される。常時警察官が駐在する交番を駅前広場と調和した建物で設置してほしい。	交番の配置は都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。 東中野地域に限らず、まちの治安と交通安全は極めて重要であると考えています。
31	東中野駅駅舎に太陽光発電のパネルを設置し、その発電で駅前広場に水車、噴水を設ける。周辺は木々の緑と花々が彩り、通勤する人、まち行く人々の心を癒すやすらぎの広場とする。	ご指摘の点は、都市計画の基本的な方針を示す都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。
32	野方バス通り（地区集散道路1号）は将来の道路拡幅までの当面の対策として、道路面上の電線類の地中化を促進してほしい。	電線類の地中化に関して、都市計画マスタープランに大まかな方向性として記述しています。個々の場所については、都市計画マスタープランに記述しません。
33	都立家政商店街は、終日歩行者天国にする。また、東西方向の横断道路を整備し交通規制を見直す。タイル舗装はカラーアスファルトに変更する。家政公園等の近くに荷捌きスペースを設ける。駅北側の路線沿いの道路を拡幅する。みずほ銀行跡地は、1階は店舗及び公共施設を誘致し、高度化により高層賃貸住宅とする。駅周辺に効率よく核店舗を配置することにより商店街の活性化につなげる。空き店舗対策として商店街に不足している業態を積極的に誘致する。また商店街の中に保育所を設置する。駐輪場の整備を拡充する。地域密着型で宅配機能を有する商店街にする。	ご指摘の点については、今後沿線まちづくりの計画を具体化していく段階において検討すべき内容であると考えます。都市計画の基本的な方針を示す都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。

④都市づくりの推進方策について

(延べ3件)

No.	意見の概要	区の考え方
1	「行政がリーダーシップをとりながら協働まちづくりをすすめる」とあるが、行政はまとめ役であって「まちづくり」の方向を区民に押し付けないようにしてほしい。（中野駅周辺拠点まちづくりは、住民との協働をしているとは言えない。）	都市計画マスタープランでは「区民自らが主体的にすすめるまちづくり」を基本として位置づけています。 その上で、連続立体交差事業のような、区の都市整備の根幹に関わる施策等については行政が責任を持って先頭に立ち、自治基本条例に基づいて協働によりまちづくりをすすめる必要があると考え、都市計画マスタープランに記述しているものです。

No.	意見の概要	区の考え方
2	「まちづくり条例」(仮称)が位置づけられたのはとても有意義なことと思います。今後、その内容が肉付けされ区民と行政との協働が実りあるものになるよう願っています。	今後、ご指摘のようにすすめることを考えています。
3	東京の自治体では『まちづくり条例』に都市計画マスタープランの改定の際の都市計画審議会を含めた手続きの明確化や、大規模敷地の売却前に用途を協議することなどが盛り込まれているようです。本改定案にもぜひ、今後のトラブルを防ぐ工夫のあるものとして下さい。	中野区は都市計画マスタープランの改定にあたって都市計画審議会に対して随時報告し、ご意見を伺い反映することとしています。 他自治体で条例に定められているような具体的な手続等は、都市計画マスタープランに記述する内容ではありません。

⑤その他(質問及び都市計画マスタープランの記述以外に関する意見)

(延べ10件)

No.	意見の概要	区の考え方
1	土地の高度利用と有効利用の違いを示してほしい。土地の高度利用が地球環境への配慮と矛盾しないか。	主に、高度利用はまちの拠点や幹線道路沿道地区等において建物の中層化・積層化、複合用途の利用等をすすめること、有効利用は都市整備に資するような適切な利用をすすめることの意味で使っています。 高度利用によりオープンスペースやみどりの確保ができ、省エネにつなげることも可能であり、地球環境配慮と矛盾しません。
2	今後の用途地域との関係はどうなるか。	都市計画マスタープランは将来の土地利用の方向性を示すものであって、直接的に用途地域を示すものではありません。
3	どのように緑のオープンスペースを確保していくのか。	都市計画公園・防災公園の整備、公園の改修、街路緑化の推進等の公共用地の緑の充実をすすめるとともに、保護樹木指定や緑化計画書制度の活用、東京都の都市開発諸制度・街区再編まちづくり制度・環境軸制度等の活用により区民・民間の誘導を図ることが想定されます。
4	「地域区分」の名称の決定過程と対案をお教え下さい。	当初のA地域等の案に対するご意見を踏まえて、対案として現在の名称を設定したものです。
5	パブリック・コメントで意見を伝える区民は一部である。サイレントマジョリティは、区の意見に賛成しているとは限らないということを踏まえてほしい。	これまで意見交換会を3回にわたり延べ30会場で実施するとともに、意見提出用紙により300件近くに及ぶ意見を寄せて頂くなど、様々なご意見を伺ってまいりました。それらを十分に踏まえて策定したものです。

No.	意見の概要	区の考え方
6	中野区報(3月20日号)の「区民意識調査の結果」で、「ずっと中野に住み続けたい方が3割を超える」とあったが、32.5%しかいないことを深刻な問題と受け止めるべきだ。近年の警察大学跡地土地利用のあり方、拠点整備の方針や、都市計画マスタープラン改定案を読んで、「中野に住み続けたい」という区民は増えるだろうか疑問である。	都市計画マスタープランに、安全な都市づくり、まちの拠点に賑わいを集約し住宅地の静かな環境を守るコンパクトな都市づくり、住みやすく働きやすい魅力に満ちた都市づくり、多様な世代が健康に住み続けることができる都市づくり等を推進し、住みやすくかつ働きやすい魅力に満ちたまちをつくることを記述しています。
7	都市計画審議会と意見交換会による素案の内容が、大きく変更しているのであれば、再度都市計画審議会を開催する必要があるのではないか。	何点か記述の補充、加筆修正等を行いました。大きなところでの変更は行っていません。7月開催予定の平成21年度第2回都市計画審議会において改定を報告する予定です。
8	「なかの区報特別号」を事業者、区内主要駅等(在勤、在学、近隣区の方)にも配布(スタンド含む)する努力をすべきではなかったか。	区報特別号は、これまでのパブリック・コメントにならって、区報への折り込みの形で約19万世帯の全戸に配布したものです。
9	未使用になった建物の再利用を検討すればいい。高齢者会館やホーム等。地域に密着したリサイクルセンターを試みることを提案します。屋外では堆肥作り・花壇・農園など、屋内では、おもちゃの修理制作、古布・古木廃材などでのものづくりを子供も参加して出来るようにするなど、人の心を豊かにするアプリケーションのソフトで地域に活力が生まれます。	区の施設については、耐震性等を踏まえた上で再利用を検討してきています。例えば旧仲町小学校は旧校舎を再利用して(仮称)仲町すこやか福祉センター、精神障害者社会復帰センター等に利用する予定です。 リサイクルセンターの設置は、現在考えていません。
10	東中野、中野坂上、新中野の付近についても全面禁煙化を強く要望します。私は中野坂上に居住しておりますが、居住環境は悪化する一方です。たばこのポイ捨て、歩きたばこに困惑しています。	「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」により歩行喫煙はしないよう努めなくてはならないことになっています。「路上喫煙禁止地区」の指定は指定済みの中野駅周辺の状況や各駅周辺の状況等を踏まえて個別に検討していきます。

### 3 中野区都市計画マスタープラン

別添資料のとおり。